



保証委託契約書兼貸貸保証契約書

1 枚目：保証会社控

下記甲・乙及び連帯保証人は、右「個人情報の取り扱いに関する条項」、「貸貸保証サービス（保証委託契約）に関する重要事項説明書」及び裏面記載のラクーンレント保証委託契約条項、ラクーンレント貸貸保証契約条項の全てを理解・承認した上、これらの契約条項に従い、丙との間で保証委託契約及び連帯保証契約をそれぞれ締結いたしました。また記載内容に関して、一切の虚偽記載がないこと、本書及びラクーンレント保証委託契約条項、ラクーンレント貸貸保証契約条項が記載された書面の交付を受けたことを確認いたします。

保証（委託）契約日		西暦 2020年 5月 1日													
承認番号※		9	9	9	9	—	1	2	3	4	5	6	7	8	9
貸貸借契約の表示	利用目的	<input checked="" type="checkbox"/> 居住用		<input type="checkbox"/> 事業用 (<input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> その他)											
	契約種別	<input checked="" type="checkbox"/> 普通借家		<input type="checkbox"/> 定期借家											
	物件所在地	〒164-0011 東京都 中央区中央4丁目〇番〇号													
	物件名称	フリガナ アンシンチンタイ		安心貸貸マンション		505 号室		約 定 支 払 日							
契約条件 (税込)	賃貸借契約日	西暦 2020年 5月 1日		賃貸借契約期間		西暦 2020年 5月 1日 ~ 2021年 4月 30日									
	家賃	56,700 円		管理費 共益費		3,300 円		敷金 (保証金)							
	駐車場代			引落 手数料				その他							
	保証内容※	上記 <input checked="" type="checkbox"/> 家賃 <input checked="" type="checkbox"/> 管理費共益費 <input type="checkbox"/> 駐車場代 <input type="checkbox"/> その他		左記賃料等 合計額		60,000 円									

貸貸人 (甲)	住所 (所在地)	〒104-0001 東京都 中野区〇〇町1丁目2番3号新マンション201号		氏名 (名称)	フリガナ チンタイ ニンオ		氏名 (名称)	賃貸 人男		印	連絡先	090 - 0000 - 00xx	
	フリガナ	安心貸貸マンション			505 号室								

借借人 (乙)	住所 (所在地)	〒150-0000 東京都 渋谷区〇〇前4丁目5番6号楽マンション701号		氏名 (名称)	フリガナ チンシャク タロウ		氏名 (名称)	賃借 太郎		印	連絡先	080 - 9999 - 99xx	
	フリガナ	楽マンション			701号								
	生年月日	西暦 1963年 12月 12日		性別	(男) ・ 女								

借借人 (乙)	住所 (所在地)	〒 都 道 府 県		氏名 (名称)	フリガナ		氏名 (名称)	印		連絡先	— —	
	フリガナ											
	生年月日	西暦 年 月 日		性別	男 ・ 女							

同居人 (乙以外)	続柄	氏名	生年月日	会社名・学校名	電話番号 (携帯電話可)
	妻	賃借 花子	1963年 10月 10日	主婦	070-8888-88xx
	娘	賃借 春子	1993年 9月 9日	〇〇株式会社	050-7777-77xx
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		

<input checked="" type="checkbox"/> 緊連帯連帯保証先人	住所 (所在地)	〒150-0000 東京都 渋谷区〇〇町1丁目20番9号		氏名 (名称)	フリガナ チンシャク ナツコ		続柄	氏名 (名称)	賃借 夏子		印	連絡先	070 - 1111 - 11xx	
	フリガナ	楽マンション			701号									
	生年月日	西暦 年 月 日		性別	男 ・ 女									

※ご注意※ 有効な承認番号の記載がない場合又は事前にご通知致しました「承認結果通知書」と異なる内容が記載されていた場合、本契約は無効となります。予めご了承下さい。

【取次店記入欄】 <input checked="" type="checkbox"/> 管理会社 <input type="checkbox"/> 仲介会社	
住所	東京都中央区2丁目〇番〇号
社名	ラクラク不動産株式会社
電話番号	03-5340-586x
FAX番号	03-5340-587x
ご担当者	不動 宅男

(本社) -007KT

初回保証委託料 (月額賃料等/税込の合計 100%)	金 60,000 円
上記金額正に領収致しました。	
保証会社 (丙) 株式会社ラクーンレント	
〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町1-14-14	
TEL 03-5340-7861 FAX 03-5340-7862	

《個人情報の取り扱いに関する条項》

個人情報の取り扱いについて
 個人情報は下記記載の各情報を含み、その情報を構成する氏名、住所、電話番号等個人を特定し、識別できるものを言います。また、その情報のみでは識別できない場合でも、他の情報と容易に照合することができ、結果的に個人を識別できるものも個人情報に含まれます。

- 一、当社が運営するウェブサイト (以下「当社ウェブサイト」と言います) に登録された氏名又は保証委託申込書、保証委託契約書及び貸貸保証契約書 (以下、総称し「本契約」という) に記載された氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス、口座情報、国籍、職業、勤務先名称、勤務先所在地、勤務先電話番号、運転免許証、保険証、パスポート、年金手帳、外国人登録証明書等の記載番号、月取等の属性情報。
- 二、保証委託契約申込日、保証開始日、貸貸保証契約日、貸貸借申込物件の住所、物件名、賃料等の契約情報。
- 三、本契約締結前後に当社が知りえる資料支払状況等の取引情報。
- 四、保証委託契約可否の判断のため、申込者等より知りえた生活保護受給理由などの情報。
- 五、保証契約締結可否の判断のため、当社が第6条に定める当社グループ会社から共同利用として取得した個人情報。
- 六、緊急連絡先、同居予定家族、連帯保証人等の本契約に付随して当社が知りえた付属情報。
- 七、本契約締結後に通知を受ける等して知り得る変更情報。
- 八、個人の肖像又は音声が磁気的又は光学的記録媒体に記録された映像又は音声情報。

第2条 (関連個人情報)
 当社は緊急連絡先や同居予定家族等の申込者等以外の個人情報についても、本条項に従って個人情報を取扱います。
 第3条 (個人情報の利用目的)
 一、個人情報の利用目的は以下の通りとし、利用目的を超えて個人情報を利用することはありません。
 二、保証委託契約申込に関する信用情報の為。
 三、保証委託契約の履行、管理、貸貸サービスの提供の為。
 四、当社、第6条に定める当社グループ会社及び当社提供会社が提供する、申込者等にとって有用と思われる商品やサービスを提供するためのカタログ、DM、試供品等の送付又はアンケートの発送のため。
 五、その他上記目的に付随する業務を遂行する為。
 六、当社は、取得した個人情報を、個人を特定できない形式に加工した統計データを作成することがあります。また、当該データにつき、何ら制限なく利用できるとします。

第4条 (個人情報の第三者への提供)
 一、個人情報について、申込者等本人の同意を得ずに第三者に提供する事は原則ありません。但し、以下の場合には、関係法令に反しない範囲で、申込者等本人の同意なく個人情報の提供をすることがあります。
 二、裁判所、検察庁、警察、弁護士会、消費者センター又はこれらに準じた権限を有する機関から個人情報の開示を求められた場合。
 三、法令に基づき個人情報の提供が許容されている場合。
 四、人の生命や身体又は財産保護の為に必要であり尚且つ申込者等本人の同意を得ることが困難である場合。
 五、国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対し、協力する必要がある場合であって、申込者等本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるとき。
 六、第1条記載の利用目的の達成のために、申込者、連帯保証人予定者、貸貸人、連帯保証人、賃貸人、不動産管理・仲介会社、宅地建物取引業者、緊急連絡先若しくは同居人等の申込者の関係者又はその他しらべべき第三者に対し提供すること。
 七、賃貸人の地位の移転により、新賃貸人から開示または提供を求められた場合。
 八、その他申込者等が第三者に不利益を及ぼすと当社が判断した場合に、当該第三者に対し提供すること。
 九、第5条 (第三者の範囲)

以下の場合、個人情報の提供を受ける者は、第三者に該当しないものとします。
 一、当社が利用目的の達成に必要な範囲において、個人情報の取扱いを委託する場合。
 二、当社の合併その他の事由による事業の継承に伴って、個人情報が提供される場合。
 第6条 (個人情報の当社への提供及び当社グループ会社との共同利用への同意)
 一、申込者等は申込者、連帯保証人予定者、賃貸人、連帯保証人、賃貸人、不動産管理・仲介会社、緊急連絡先若しくは同居人等の申込者の関係者が、申込者等の個人情報を第3条記載の利用目的の達成のために、当社に提供することに同意します。
 二、申込者等は当社が申込者等の第1条に定める項目を、第3条記載の利用目的の達成のために、株式会社ラクーンホールディングス及び株式会社ラクーンホールディングスのホームページ (https://www.raccoon.co.jp/company/group/) に記載されたグループ会社 (以下、総称し「当社グループ会社」と言います) との間で共同利用することに同意します。
 第7条 (個人情報の開示、訂正、削除)
 一、申込者等は、当社に収集されている個人情報について、当社所定の方法により、その開示を請求することができます。
 二、当社が保有する個人情報に不正確又は誤りである事が判明した場合は、速やかに最新の情報に訂正又は削除いたします。
 三、当社は利用目的を超えて個人情報を利用している場合、不法に個人情報を取得されたものである場合又は不法に第三者に個人情報を提供した場合には、申込者等の求めに応じて当該個人情報の利用若しくは第三者への提供を停止 (以下、「利用停止等」と言います) します。但し、利用停止等を行う事が困難な場合であって、申込者等本人の権利利益を保護する為に必要な代替処置を講じた場合は、その限りではありません。

《貸貸保証サービス（保証委託契約）に関する重要事項説明書》

本書は弊社貸貸保証サービスをご提供するにあたり、ご契約者様 (弊社と保証委託契約の締結を申し立てしているお客様) に契約内容の重要事項をご説明するための書面です。ご契約者様におかれましては、ご契約前に必ず本書をお読み頂き、内容を正確に理解下さい。なお、本書はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細に関しましては、ラクーンレント保証委託契約条項を必ずご確認ください。

1. お申込先 (ご契約者様が賃貸借契約締結に際し、保証委託契約を締結する保証会社) である弊社の概要			
商 号	株式会社ラクーンレント	本 店 所 在 地	東京都中央区日本橋蛸殻町1-14-14
登 録 番 号	国土交通大臣 (1) 第17号	登 録 年 月 日	平成29年12月21日
電 話 番 号	03-5340-7861	F A X 番 号	03-5340-7862

2. 保証期間及び保証範囲	
保 証 期 間	原則として、保証委託契約書記載の「保証（委託）契約日」と賃貸借契約の契約開始日のいずれか遅い日から1年間 (特約がある場合には特約規定に準じます。) となります。
保 証 範 囲	①原則としてご契約者様が、賃貸借契約に基づき、上記保証期間中に負担する債務のうち、賃料、管理費、共益費、駐車場代、その他毎月定期的に賃料とともに支払われる費用のうち保証委託契約書記載の「保証内容」欄記載の賃料 (以下、これを総称し「賃料等」と言います。)、賃料等相当損害金等を保証致します。 ②更新料保証特約付の場合、ご契約者様が賃貸借契約に基づき、上記保証期間中に負担する債務のうち、月額賃料を基準に設定された更新料を、保証委託契約条項及び賃貸借契約条項に従い、保証致します。 ③居住用物件の原状回復費用保証特約付及び事業用物件の場合、ご契約者様が賃貸借契約に基づき、上記保証期間中に負担する債務のうち、賃貸借契約の終了に伴い負担する原状回復費用を、保証委託契約条項及び賃貸借契約条項に従い、保証致します。(特約がある場合には特約規定に準じます。) ④居住用物件及び事業用物件に係る残置物撤去費用 (特約がある場合には特約規定に準じます。)
保 証 限 度 額	①ご契約者様が賃借する物件が居住用物件の場合、本契約締結時賃料等の4ヶ月分が上限額となります。 ②更新料保証特約付の場合及び原状回復費用保証特約付の場合の更新料及び原状回復費用の保証限度額は、合計して賃料等の2ヶ月分相当額が上限となります。(上記①上限額を含む) ③ご契約者様が賃借する物件が事業用物件の場合、本契約締結時賃料等の2ヶ月分が上限額となります。(原状回復費用・残置物撤去費用それぞれ賃料等の1ヶ月分が上限) 含む) また、訴訟費用など100万円を限度とする保証が別途付帯されます。(特約がある場合には特約規定に準じます。)

3. 保証委託料	
初 回 保 証 委 託 料	ご契約者様には、後記「初回保証委託料」欄記載の初回保証委託料を保証委託契約締結時にお支払い頂くこととなります。
更 新 保 証 委 託 料	ご契約者様には、保証委託契約が更新される場合、保証委託契約開始以降、1年ごと (特約により2年ごと) に更新保証委託料として次の委託料をお支払いいただくこととなります。 ①ご契約者様が賃借する物件が居住用物件の場合、金10,000円 (特約により2年ごとに金20,000円) ②ご契約者様が賃借する物件が事業用物件の場合、賃料等の10%若しくは20% (詳細は保証委託契約条項及び賃貸借契約条項参照) ③更新料保証特約付の場合及び原状回復費用保証特約付の場合、1年ごとに11,000円
備 考	保証委託契約が保証期間の途中で終了することとなった場合、既にお支払い頂いた初回保証委託料及び更新保証委託料は、契約終了事由の如何を問わず、ご返金出来かねますため、予めご了承下さい。

4. 求償権の行使に関する事項	
ご契約者様が前記2の保証範囲に属する賃料等のお支払いを賃貸借契約における約定支払日までに履行されなかった場合 (以下、「賃料等支払遅延時」と言います。)、ご契約者様へ特段の連絡をすることなく、賃貸人様のご請求に基づき、当該賃料等の金額を、弊社から賃貸人様へお支払い (以下、「代位弁済」と言います。) させていただきます。代位弁済後、弊社はご契約者様に対し、代位弁済の翌日から、代位弁済額に加え、下記「遅延損害金に関する定め」記載の割合による遅延損害金をご請求 (求償権を行使) させていただきます。ご確認下さい。また、弊社は、賃料等支払遅延時及び弊社がご契約者様に対する求償金の保全を必要とする下記「事前求償権の行使に関する事項」記載の事情があるときは、代位弁済前であっても、ご契約者様及びその連帯保証人様に対して、事前にお支払いを行使することができます。	
事 前 求 償 権 の 行 使 に 関 す る 事 項	①弊社が賃貸人様から保証債務履行請求訴訟を提起され過失無く、賃貸人様に弁済をすべき旨の裁判の言い渡しを受けたとき。 ②賃借人様が仮処分、仮差押、強制執行等若しくは担保権の実行の為に競売の申立を受けたとき、又は相続滞納処分を受けたとき。 ③賃借人様が賃貸借契約又は保証委託契約の各条項の一つでも違反したとき。 ④賃借人様が1ヶ月以上に渡りその居所及び理由を明らかにしないまま賃貸目的物件に居住せず、又は事業に利用しなかった場合。 ⑤賃借人様が、賃貸借契約に関わる申込書や保証委託契約書等の申告書類に事実と異なる虚偽の表示をしている事が明らかになったとき。 ⑥前各号の他、賃借人様の対応、支払状況等の客観的状況からして社会通念上求償権の行使が必要と弊社により判断されたとき。
遅 延 損 害 金 に 関 す る 定 め	①ご契約者様が個人の場合 (事業として又は事業のために契約の当事者となる場合を除く) である場合年14.6%の割合 ②ご契約者様が上記①に該当しない場合 (法人の場合や個人事業主でその事業のために契約を締結する場合等) 年21.9%の割合